

令和 8 年度
洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託
仕様書

令和 8 年 4 月

洲本市

背景および目的

洲本市教育委員会（以下、教育委員会）は、国が定める「教育 DX ロードマップ」（令和 7 年 6 月 13 日公布。デジタル庁・文部科学省・総務省・経済産業省の連名となる）に基づき、校務・学習・共通基盤の各分野を一体的に再構築し、安全で効果的な教育環境の整備を推進している。

教育現場では、既存システムの老朽化や重複運用、データ分断による業務の非効率化およびセキュリティリスクの増大が顕著であり、これらを解消するためには、ゼロトラストを前提とした新たなシステムの基盤設計の整理が不可欠である。

本業務は、教育委員会が今後の調達および協議を円滑に進めるための準備段階として、現状を客観的に整理し、課題と要件を明確化することを目的とする。標準的な構成方針に基づく検討を通じて、教育委員会が利用する次世代校務 DX に関わるシステムや持続可能な教育 DX 推進体制の確立を図る。

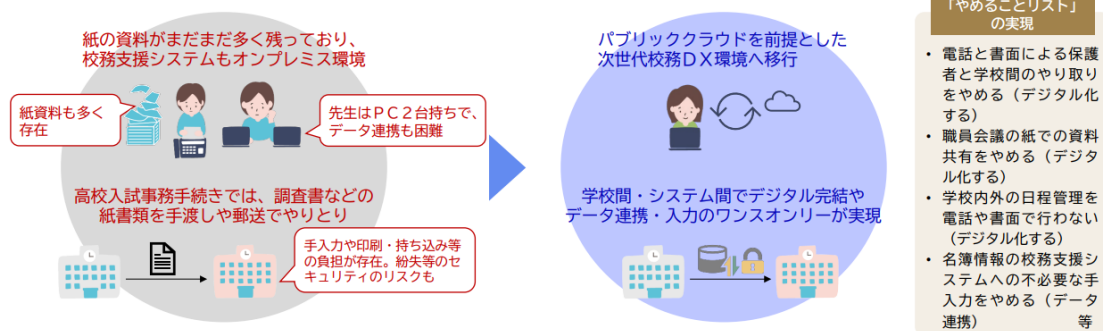
参考：5つの重点項目

① デジタル化による教職員の負担軽減

I デジタル化による教職員の負担軽減

【目指すべき方向性】

校務DXにより必要なすべての業務がデジタル完結し、システムの相互連携により入力はワンスオンリーとするとともに、生成AIを校務で積極的に活用することで、教職員の事務作業等の負担が大幅に軽減され、子供に向き合う環境が実現されている。



加速すべき取組

I-1 校務DXに向けた環境整備

次世代校務DX環境への移行、調査のオンライン化
高校入試事務のデジタル化

I-2 やめることリストの実現

汎用クラウドツールの活用、名簿情報のデータ連携の実現

15

12のやめることリスト（デジタルに変えること）

～教師が学習者に向き合う環境を実現するために～

デジタル完結・ワンスオンリーの徹底により、「デジタルの良さ」を実感しながら、教職員の負担を大幅に軽減し、学習者に向き合う時間を確保することが取組の第一歩である。そのため、12のやめること（デジタルに変えること）のリストを作成した。各教育委員会・学校において、積極的なデジタル化を進めることが期待される。政府としても、「校務DXダッシュボード」等を活用しながら、校務DXの実現に向けた取組を進めていく。

<input type="checkbox"/>	① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付
<input type="checkbox"/>	② 紙での保護者への調査・アンケート
<input type="checkbox"/>	③ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収
<input type="checkbox"/>	④ 紙での教職員への調査・アンケート
<input type="checkbox"/>	⑤ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力
<input type="checkbox"/>	⑥ 電話や書面による保護者との日程調整
<input type="checkbox"/>	⑦ 職員会議等資料の紙での共有
<input type="checkbox"/>	⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート
<input type="checkbox"/>	⑨ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布
<input type="checkbox"/>	⑩ 教職員が作成した教材等の各自での保存
<input type="checkbox"/>	⑪ 学校徴収金の現金徴収
<input type="checkbox"/>	⑫ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理

※なお、デジタル機器を有しない家庭への対応など、地域や学校の実情を踏まえ柔軟な対応を進めることが重要

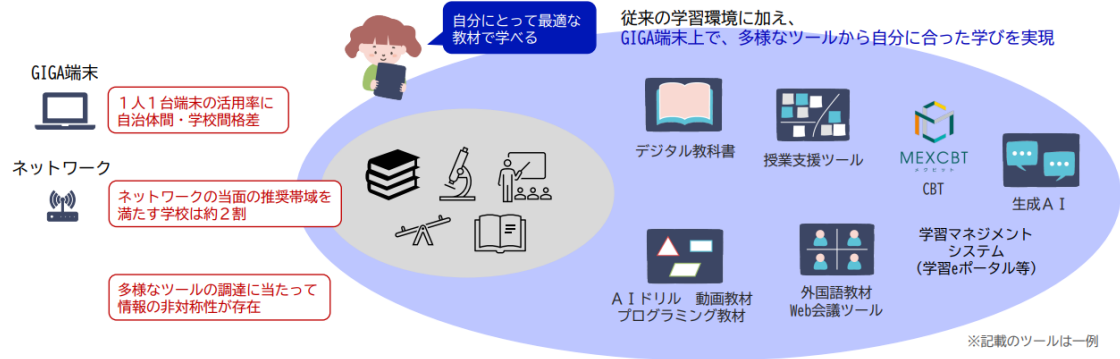
17

② 多様な学びのための学習環境の整備

II 多様な学びのための学習環境の整備

【目指すべき方向性】

それぞれに興味関心や特性、キャリアの方向性などが異なる学習者が、1人1台端末から多様な学習リソースへのアクセスが可能となっているとともに、1人1台端末を活用し、いつでもどこからでも、誰とでも学習できる環境が整備されている。



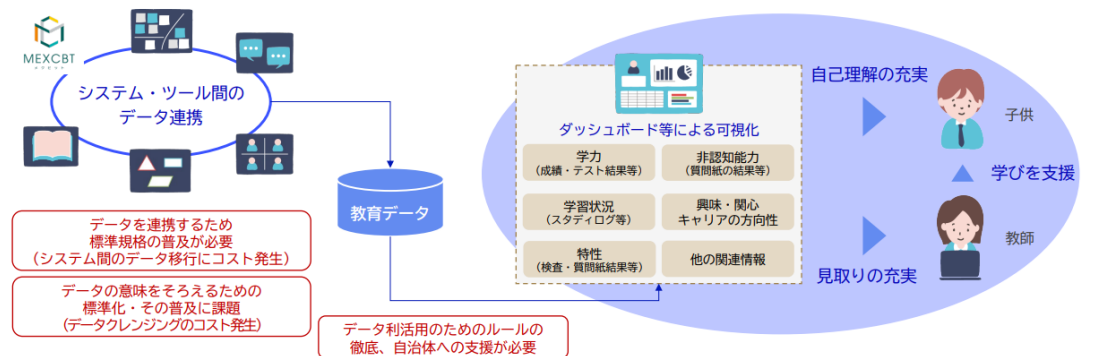
加速すべき取組	II-1 端末・ネットワーク環境等の整備 GIGA第2期の調達支援、ネットワーク環境の整備	II-2 1人1台端末を活用した学びの推進 端末利活用の推進、MEXCBT、デジタル教科書の普及促進	II-3 多様な学習リソースの導入・活用 多様なデジタルツールの調達支援 発達の段階に応じた生成AIの学習での活用
---------	--	---	---

③ データによる学習者の自己理解・教師の見取りの充実

III データによる学習者の自己理解・教師の見取りの充実

【目指すべき方向性】

システム・ツールがセキュアな環境において標準規格によって相互に接続され、教育データが標準化されることで、ツールを越えた安全・安心なデータ利活用が可能となり、学習者の自己理解や教師による見取りを支援できる。



加速すべき取組	III-1 教育デジタルサービスの相互接続 「相互運用標準モデル」、標準規格の普及促進	III-2 教育データの標準化の推進 標準化の推進、実装・利活用促進	III-3 教育データの分析・活用の推進 個人情報保護の観点からの留意事項の整理・周知徹底、ユースケース創出、自治体の伴走支援
---------	--	---------------------------------------	--

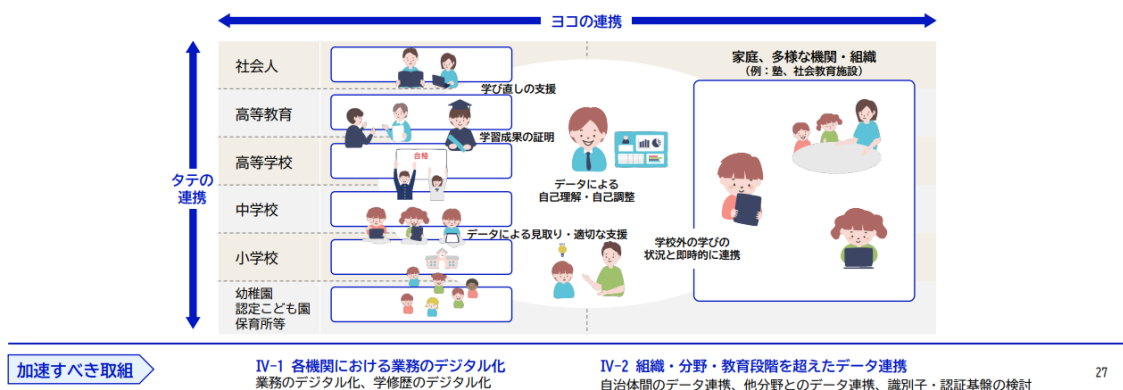
④ 生涯を通じて学びのデータを活かせる環境の整備

IV 生涯を通じて学びのデータを活かせる環境の整備

【目指すべき方向性】

転校・進学・卒業等に関わらず、データが適切に管理され、連続性が担保されるとともに、データの真正性が保証されることで、学習者が自らの意思に応じて学修歴証明やデータの提供を行うことで、自己実現や必要な支援のために活用することができる。なお、こうした方向性を目指しつつ、就学前や高等教育機関においては、まずはデジタル化を徹底し、教職員等の業務負担の軽減や学生・利用者の利便性向上につなげる。

本人起点によるデジタル学修歴証明等の活用により、①自律的な学習や学習者の状況に応じた学び直し、学習成果の証明の容易化（タテの連携）②公教育と家庭や塾、社会教育施設等の多様な機関・組織との連携の容易化（ヨコの連携）が可能な環境を整備し、生涯を通じて学びのデータを活かせる社会を実現する。

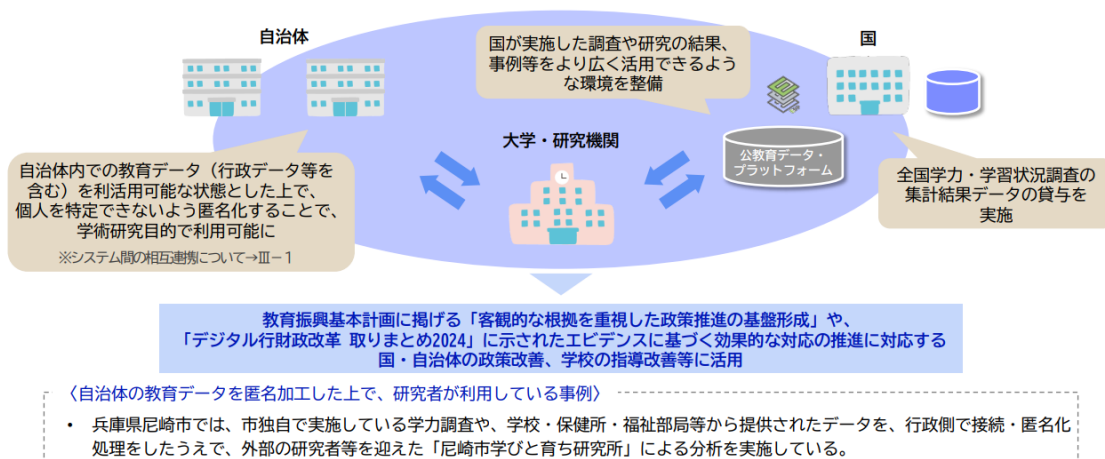


⑤ 教育政策や実践にも資する教育データの研究目的の利用

V 教育政策や実践にも資する教育データの研究目的の利用

【目指すべき方向性】

EBPMといった教育政策の改善や日々の教育実践への示唆につながるような研究を支える基盤として、研究機関等が匿名化された教育データにアクセスできるよう環境整備を進める。



〈自治体の教育データを匿名加工した上で、研究者が利用している事例〉

- 兵庫県尼崎市では、市独自で実施している学力調査や、学校・保健所・福祉部局等から提供されたデータを、行政側で接続・匿名化処理をしたうえで、外部の研究者等を迎えた「尼崎市学びと育ち研究所」による分析を実施している。

業務範囲

(1) 目的

市では、国のK P Iを踏まえたクラウド活用を基盤とした学校D Xのさらなる推進に向けて、教員の働き方改革にもつながる学校のシステム基盤全般(学校ネットワーク、校務支援など)の最適化や、今後の学校のネットワーク及びクラウド環境構築を検討するとともに、当該環境の構築に係る課題の解決を図ることを目的とする。

- ・ゼロトラストの考え方にに基づきセキュリティ対策を十分に講じた上で、校務系・学習系のネットワークを統合する。

(2) 本仕様書に基づく業務

本仕様書に基づき、次の業務を実施すること。ただし、NW構成については各校の利用状況に応じて各々変更されているため、現地調査は必須とする。

(3) 業務の対象範囲

① 対象範囲

(ア) 全校を対象としたNW構成調査の実施と結果の整理

(イ) 各業務に関する実態調査と結果の整理

② 調査対象施設

小学校 13 校、中学校 5 校、教育委員会事務局、本庁舎・五色庁舎サーバ室

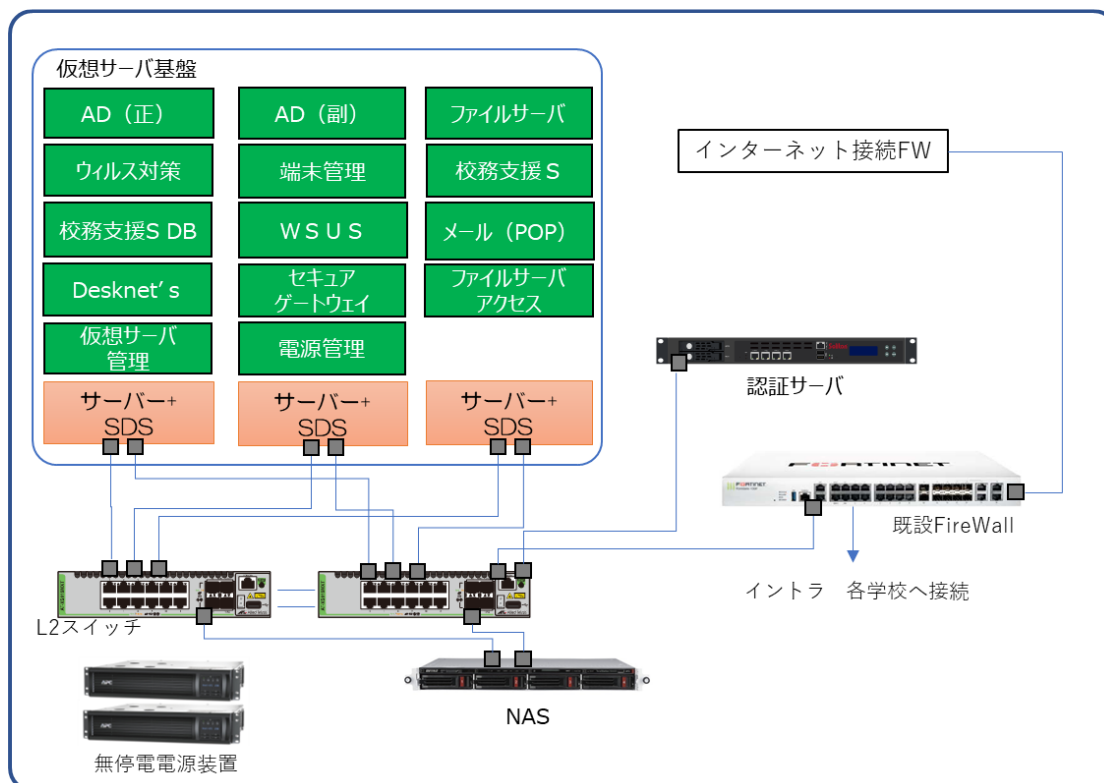
	施設名	住所	職員数 (令和7年度教育要覧より抜粋)
1	洲本第一小学校	洲本市宇山一丁目 1-37	18名
2	洲本第二小学校	洲本市山手二丁目 1-51	19名
3	洲本第三小学校	洲本市物部一丁目 1-49	37名
4	加茂小学校	洲本市下内膳 470	25名
5	大野小学校	洲本市大野 318	33名
6	由良小学校	洲本市由良三丁目 3-43	17名
7	中川原小学校	洲本市中川原町中川原 988	18名
8	安乎小学校	洲本市安乎町平安浦 445	18名
9	都志小学校	洲本市五色町都志万歳 919	18名
10	鮎原小学校	洲本市五色町鮎原南谷 559	20名

11	広石小学校	洲本市五色町広石下 961	18名
12	鳥飼小学校	洲本市五色町鳥飼中 309	18名
13	堺小学校	洲本市五色町上堺 25-1	18名
14	洲浜中学校	洲本市塩屋 2-5-2	28名
15	青雲中学校	洲本市物部 3-10-1	43名
16	由良中学校	洲本市由良 2355-1	21名
17	安乎中学校	洲本市安乎町北谷 1169-2	20名
18	五色中学校	洲本市五色町広石北 125	33名
19	教育委員会	洲本市本町 3-4-10 洲本市役所本庁舎 4階	22名 (R8 教育総務課、学校教育課職員数合計)
20	本庁舎サーバ室	洲本市本町 3-4-10 洲本市役所本庁舎 2階	
21	五色庁舎サーバ室	洲本市本町 3-4-10 洲本市役所本庁舎 2階	

※その他下図、下表を参考にすること。

※ネットワーク構成図、詳細設計資料は公表しない。

(委託業者決定後、現行教育ネットワーク環境の資料を提供する。)



③ 現在使用している端末 OS 導入システム状況（一例）

（校務用 PC） WindowsOS

（GIGA スクール端末 OS） 小学校 iPadOS→ChromeOS（令和 8 年 9 月移行予定）

中学校 ChromeOS

（その他）特別支援学級向けに iPadOS、中学校プログラミング授業等情報授業等に WindowsOS を使用している。

④導入システム状況（一例）

現在使用中のサービス・システム（一例）	
サービス名	ネットワークの種類
スズキ校務（校務支援システム・オンプレミス）	校務系
millim（グループウェア）	校務系
SKYSEA Client View	校務系
セキュアゲートウェイ	校務系
Azcalc（学校長集金管理システム）	校務系
兵庫県ポータル	校務系
れんらくーる	校務系
Google サービス	学習系
L-gate	学習系
Canva	学習系
すららドリル	学習系
e-ライブラリ	学習系
Figjam	学習系
Lentrance	学習系

※あくまで一例である

(4) 次世代校務 DX の設計要件

本市の次世代校務DXを実現するために校務系・学習系ネットワークの統合を検討した内容をまとめ市教委へ提案すること。実態調査を反映するとともに、コストや機能面で現実的な提案かつ、市の小中学校が導入しやすいよう支援すること。

① 校務系・学習系ネットワークの統合

小中学校における校務系・学習系ネットワークの統合を提案すること。

提案の際には各種クラウドサービスの利用を前提とすることが望ましい。

既存環境：Microsoft Entra ID

② 次世代校務支援システムのクラウド化

ネットワークの統合仕様に沿い、市教職員が利用しやすいシステムを提案すること。

(5) 次世代校務 DX 環境整備業務に向けた支援

次世代校務 DX 環境整備業務に向けて設計書を作成すること。又、支援すること。

業務内容・成果物

(1) 業務内容

業務内容は以下の通りである。

No	業務	内容（詳細作業）
1	プロジェクト管理業務	・進捗、工程管理作業 ・課題管理作業、市教委と会議、その他関連作業
2	次世代校務 DX の提案	・次世代校務 DX を実現するための要件整理および設計 ・調査結果を反映した設計、提案資料、成果物の作成 ・ <u>次世代校務 DX に合わせて教育情報セキュリティポリシー改訂案の作成</u> ・ <u>次年度予定している次世代校務 DX 環境整備業務に関わる発注支援（設計書作成、助言等）</u>
3	現地調査等	・校務系、学習系ネットワークの統合に関わる調査 ・調査結果をまとめた資料の作成 (現教育ネットワーク環境における ICT 機器情報の整理や学校職員室、教育委員会配席図、ICT 機器配置図、教育サーバ機器情報の整理を含む)

(2) 定例報告

受託者は、プロジェクトの進捗状況や課題状況について、定期的（月 1 回程度）に報告を行い、市教委の了解を得ること。

(3) 成果物

本業務の成果物は以下の通りである。

No	成果物	備考
1	業務計画書	・受託から令和 9 年 2 月まで ・途中見直しを想定すること

2	定例会等の議事録	市教育委員会へ公開を想定すること
3	課題分析報告書	現状の課題分析及び次世代校務 DX 環境整備に必要なとなる保守内容についてまとめること
4	要件定義書	次世代校務 DX の環境整備に必要な要件設計 <ul style="list-style-type: none"> ・システム化の範囲 ・機能要件 ・非機能要件 ・移行要件
5	<u>教育情報セキュリティポリシー改訂案</u>	<u>次世代校務 DX に合わせて教育情報セキュリティポリシー改訂案を作成すること</u>
6	<u>次世代校務 DX 環境整備業務設計書案</u>	<u>・次年度予定している次世代校務 DX 環境整備業務に関わる発注支援を行うこと。</u>
7	業務完了報告書、事業実績報告書	受託後に市の指定する様式に従い報告すること

(4) 事業実績報告書の提出

- ① 9 月末時点の事業実績報告（中途）を、教育委員会へ当該月の翌月までに提出すること。その他、市教委の求めに応じ随時提出すること。
- ② 委託契約終了時に、教育委員会へ事業実績報告書（最終）を提出すること。
- ③ 文部科学省の指定様式による事業報告については、市の指示に従い対応すること。

関連法令・基準

- ① 個人情報保護法（令和 5 年改正）
- ② 地方自治法
- ③ デジタル社会形成基本法
- ④ 教育 DX ロードマップ（令和 7 年 6 月 13 日）
URL：[〈教育 DX ロードマップ〉](#)
- ⑤ 次世代校務 DX ガイドブック（令和 7 年 3 月 26 日）
URL：[〈次世代の校務 DX ガイドブック〉](#)
- ⑥ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月 28 日）
URL：[〈教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月）〉](#)

- ⑦ デジタル社会形成のための基本 10 原則
URL : < [【補足資料】管理番号 188 \(総務省\) \(4/4\)](#) >
- ⑧ 教育分野の認証基盤検討
URL : < [教育分野における認証基盤の在り方に関する検討会_取りまとめ](#) >
- ⑨ JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメント)
- ⑩ ISMAP (任意参照)
- ⑪ 教育委員会の内部規程 (情報セキュリティ、契約事務、文書管理等)

その他

- ・ 本業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。
- ・ その他本仕様書に明記されていない事項又は解釈に疑義のある事項については、市教委と協議すること。
- ・ 本事業の後継事業および関連する事業等について、受託者の参入を妨げない。